

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成31年3月19日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 大 森 茂 利 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員
石 黒 五 月
4. 農地利用最適化推進委員
松 本 英 樹 山 崎 徹 原 田 敏 一 藤 原 和 正
射 越 誠 一 茂 成 和 延

欠席委員
梶 原 太 郎
福 池 正 美
5. 議事に参与した者
事 務 局 蒲 直 之
事 務 局 久 山 貴 史
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。みなさまにおかれましては、お忙しい中のご出席誠にありがとうございます。本日は案件が多数ありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、久山委員、よろしくお願ひします。
- 事務局 早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「岡山市南区築港緑町■■■■■■■■」。譲渡人「岡山市中区小橋町■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町尾張246」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は196㎡。「邑久町尾張248」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は242㎡。「邑久町尾張249」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は237㎡。譲受人の農地までの距離は20km。耕作面積は7,115㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町豊安■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町豊安■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豊安217-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,297㎡。「邑久町豊安218」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は708㎡。「邑久町豊安219」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は371㎡。「邑久町豊安220」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は285㎡。「邑久町豊安221」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は497㎡。譲渡人「邑久町豊安■■ ■■■■ ■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豊安222-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は631㎡。「邑久町豊安223-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は356㎡。譲渡人「邑久町豊安■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豊安224-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は140㎡。譲受人の農地までの距離は650m。耕作面積は116,735㎡となっております。家族数は6名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さん、「■■■■」さん、「■■■■」さんそれぞれが「田」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも引き続き「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町下山田475-8」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は48㎡。

「邑久町下山田476-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は81㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は10,574㎡となっております。家族数は5名、耕作者数は4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町上笠加■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町上笠加■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町上笠加450-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は388㎡。「邑久町上笠加450-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は281㎡。「邑久町上笠加451-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は561㎡。「邑久町上笠加451-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,495㎡。「邑久町上笠加451-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は189㎡。「邑久町上笠加474-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,128㎡。「邑久町上笠加475-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,089㎡。「邑久町上笠加504-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は93㎡。「邑久町上笠加530-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,885㎡。「邑久町上笠加531」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は146㎡。「邑久町上笠加534-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,130㎡。「邑久町上笠加542-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は769㎡。「邑久町上笠加592」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,083㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は82,570㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて耕作しており、今後も同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町磯上■■■ ■■■■■ ■ ■」。譲渡人「大阪府羽曳野市野々上■■ ■■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町磯上2306-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,134㎡。「長船町磯上2331-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,088㎡。譲受人の農地までの距離は600m。耕作面積は9,901㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作を依頼しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 1番案件について、譲受人の■■■さんは岡山市南区へお住まいですが、毎日のように耕作や農地の管理等に通作されている方です。譲渡人の■■■さんは■■■さんの姪にあたり、農業をされませんので、相続取得した農地を■■■さんに譲渡しようとするものです。■■■さんの営農状況からも特に問題ないと思われま

す。2番案件について、譲受人の■■■さんは息子と農業をされており認定農業者となっています。譲渡人の3名は申請地を別の方へ耕作を依頼していましたが、■■■さんとの売買の話がまとまったため、合意の上解約し、今回の申請に至っています。■■■さんの営農状況からも特に問題ないと思われま

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、梶原委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事務局 3番案件について、担当の梶原委員が欠席ですので代わりに事務局から説明いたします。譲受人の■■■さんは兼業ですが両親が中心となって農業をされています。今回申請の畑2筆は、■■■さんの自宅と隣接しており譲渡人の■■■さんと売買の話がまとまり申請に至ったものです。担当の梶原委員からも■■■さんの営農状況から特に問題ないと聞いております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番案件について、原田委員、お願いします。

原田委員 譲受人の■■■さんは笠加地区で9町ほど農業をされていて認定農業者になっています。申請地のほとんどは元々譲渡人の■■■さんから借り受けて■■■さんが耕作していましたが、■■■さんは高齢になってきたことでもあります。農業をしていく後継者がいないことから今回■■■さんに譲渡するという話がまとまりました。営農状況も特に問題ありません。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして5番案件について、藤原委員、お願いします。
- 藤原委員 申請人の2名は親戚関係にあります。申請地は譲渡人の父が死亡しその息子である■■さんが相続した農地ですが、住居が大阪で管理等できないということで今回譲受人の■■さんに譲渡することになりました。譲受人の■■さんは1町ほど耕作されており営農状況も特に問題ありません。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
- 続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。
- 【1番案件】**
- 申請人「邑久町下山田■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町下山田2081-1」。地目は「畑」。面積は618㎡。転用目的は「農業用倉庫」。施設の概要は「農業用倉庫120㎡」、「露天駐車場36㎡」、「作業場340㎡」。建ぺい率は「19.4%」。農地区分は第2種農地で普通畑。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。邑久B&G海洋センターから西へ約250mのところのところに位置しております。
- 【2番案件】**
- 申請人「倉敷市中庄■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町飯井1523-2」。地目は「畑」。面積は445㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建72.87㎡」、「農業用倉庫31.5㎡」。建ぺい率は「23.4%」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。長船町飯井の交差点から北へ約350mのところのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたと思います。1番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 本案件については私の担当地区ではありませんが、地区担当委員が申請人となっているため私が意見を述べさせていただきます。申請地の西側には申請人の既存農業用倉庫があります。梶原さんは10町ほど耕作されていて認定農業者にもなっています。耕作面積を拡大するにつれ大型の農機具や農業資材の保管場所、作業場が不足しているようです。申請地は既存倉庫と隣地で自己所有地であり周辺の農地への影響が最も少ない場所を選定しています。建物は倉庫であり生活排水等もありませんので排水関係は問題なく、転用目的から規模も妥当と思われると思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、福池委員が欠席していますので、事務局からお願いします。

事務局 欠席の福池委員に代わり事務局から説明いたします。申請人の■■さんは、長船町飯井で5町ほど農業をされている方の孫にあたります。今後、孫の■■さんが農業を継いでいく予定であり、住宅と農業用倉庫を建てようとするものです。排水計画や隣接農地の同意もあり担当の福池委員からも特に問題はないと聞いております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

借人「岡山市東区金岡東町■■ ■ ■■■■■」。貸人「牛窓町鹿忍■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「牛窓町鹿忍4 5 4 5 - 1」。地目は「畑」。面積は3 2 9㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建5 7. 9 6㎡」、「車庫2 5㎡」。建ぺい率は「2 5. 2%」。農地区分は第1種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので1 0 aあたり無償。農用地区域外の農地ですが、平成3 0年1 2月5日付けで農振除外されたものです。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。牛窓西小学校から西へ約1 0 0 mのところに位置しております。

【2番案件】

借人「牛窓町牛窓6 4 1 0番地 建設業 株式会社元濱組 代表取締役 元濱 詳一」。貸人「邑久町豆田■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田9 7 1 - 1」。地目は「畑」。面積は3 6 2㎡。転用目的は「建設現場用仮設事務所」。施設の概要は「仮設事務所2階建8 9. 7 5㎡」、「仮設トイレ4棟5. 5 4㎡」。建ぺい率は「2 6. 3%」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定によるもので1 0 aあたり年間■万円。農用地区域外の農地です。こちらの案件は一時転用申請で、期間は平成3 1年4月1日から平成3 2年1 0月3 1日までとなっております。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。旭東自動車教習所から北へ約3 0 0 mのところに位置しております。

【3番案件】

借人「岡山市中区清水■■ ■ ■■■■■」、「同所 ■ ■■■■ ■」。貸人「長船町福里■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町福里4 8 - 1」。地目は「畑」。面積は3 0 1㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「鉄骨造2階建1棟7 0. 1 8㎡」。建ぺい率は「2 3. 3%」。農地区分は第1種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので1 0 aあたり無償。農用地区域外の農地です。場所につきましては、資料1 0ページをご覧ください。JA岡山長船カントリーエレベーターから北へ約3 5 0 mのところに位置しております。

【4番案件】

借人「岡山市中区四御神■■ ■ ■■■■■」。貸人「長船町服部■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町服部9 9 9 - 2」。地目は「田」。面積は2 6 2㎡。「長船町服部1 0 0 0 - 3」。地目は

「田」。面積は217㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造平屋建1棟109.3㎡」。建ぺい率は「22.8%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kg。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり無償。農用地区域外の農地ですが、平成30年12月5日付けで農振除外されたものです。場所につきましては、次の5番案件と関連しておりますので後ほど併せて説明させていただきます。

【5番案件】

借人「長船町土師■■ ■■■■■」。貸人「長船町服部■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町服部1000-1」。地目は「田」。面積は348㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟72.87㎡」、「車庫18.15㎡」。建ぺい率は「26.1%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kg。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり無償。農用地区域外の農地ですが、平成30年12月5日付けで農振除外されたものです。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。JA岡山長船カントリーエレベーターから北西へ約600mのところに位置しており、貸人の自宅西側に4番、5番案件が隣接して計画されております。

【6番案件】

借人「備前市東片上50番地の1 運送業兼農業 コーワン株式会社 代表取締役 寺尾 俊郎」。貸人「長船町長船■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町長船720-1の一部」。地目は「畑」。面積は409㎡のうち281㎡。「長船町長船722-1の一部」。地目は「畑」。面積は524㎡のうち226㎡。貸人「長船町長船■■ ■■■■■」、「長船町長船■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町長船724-1の一部」。地目は「畑」。面積は364㎡のうち181㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場688㎡」。農地区分は農用地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定によるもので10aあたり年間■万円。農用地区域内の農地です。こちらの案件は一時転用申請で、期間は平成31年3月20日から平成33年3月19日までとなっております。場所につきましては、資料12ページをご覧ください。長船西保育園から北へ約500mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松本委員、お願いします。

- 松本委員 申請人は親子関係で親から子に使用貸借権を設定して住宅を建設しようとするものです。借人の■■さんは今でも休日等に農業の手伝いをしておりますが、今後は農業を継いでいく予定であることから農振除外をして家を建てる計画を立てたようです。排水同意や隣接農地の同意もありました。特に問題はないと思われしますので、ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件については、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 こちらは、福田地区の案件で現在担当委員が不在ですので事務局の方で説明いたします。借人の元濱組は現在工事中の村田製作所増築工事に下請けとして入っています。その請負期間が平成32年9月末までの長期的なもので、請負期間中の建設現場用事務所が必要となり候補地を探していました。この度、申請地の所有者及び瀬戸内市と話がまとまり申請に至りました。一時転用期間は農地復旧のため請負期間に1ヶ月加え平成32年10月末までとなっております。周囲に農地はないため、他の営農への支障はなく、その他特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件について、射越委員、お願いします。
- 射越委員 この案件は貸人の孫である■■さん夫婦が家を建てたいということで申請が出ております。1種農地ですが、他の土地は全て農用地なので申請地が選定されています。集落には接続された位置なので周りの農地に影響を与えるようなものではありません。排水同意や隣接農地の同意もありました。特に問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして4番から6番案件について、茂成委員、お願いします。
- 茂成委員 4番、5番案件は関連していますので、同時に説明させていただきます。貸人から見て借人の二人は息子にあたり、4番案件が長男、5番案件が二男です。申請地は実家のすぐ西側に隣接したところに位置し、兄弟が並べて住宅を建てる計画です。元々農用地ですが、農振除外を経て農地転用に至りました。父が農業をしており将来的に兄弟2人が後を継いでいくための分家住宅となっております。排水計画、土地利用計画も特に問題ないと思われ、周辺の農地が分断されることもなく営農に支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 6番案件については、借人が苺やブルーベリーの観光農園を中心として経営しているフルーツガーデンの駐車場が不足しているため、露天駐車場に一時転用するというものです。元々ブルーベリー畑であり鉢

の撤去のみで土地の形状変更等はありません。周囲は関連用地で囲まれているため他の営農に支障は生じません。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の予定でございますが、4月総会は、4月18日木曜日に予定しております。5月総会は、5月16日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成31年度3月の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成31年3月19日

議 長

署名委員

署名委員